

ダイオキシンを削減のための許可対応施設の構造基準及び維持管理基準

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシンを削減するため、許可対応施設の構造基準及び維持管理基準が強化されました。(平成9年12月1日改正)

(1) 構造基準

- ・外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に廃棄物を燃焼室に投入できる供給装置の設置
- ・次の要件を備えた燃焼室の設置
 - ・燃焼ガスの温度が800度C以上の状態で2秒以上滞留
 - ・外気と遮断
 - ・助燃装置の設置
 - ・燃焼に必要な空気を供給できる設備の設置
- ・燃焼ガスの温度をおおむね200度C以下に冷却できる冷却設備の設置
- ・ばいじんを除去する高度の機能を有する排ガス処理設備の設置
- ・燃焼ガス温度及び排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録のための装置の設置
- ・ばいじんを焼却灰と分離して排出・貯留できる設備の設置

(2) 維持管理基準

- ・燃焼室への廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
- ・燃焼室中の燃焼ガス温度を800度C以上に保つこと。
- ・焼却灰の熱しゃく減量を10%以下とすること。
- ・運転開始時には、炉温を速やかに上昇させ、運転停止時には炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- ・集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200度C以下に冷却すること。
- ・冷却設備等にたい積したばいじんを除去すること。
- ・排ガス中の一酸化炭素濃度を100PPm以下とすること。
- ・排ガス中のダイオキシン濃度を次の基準以下にすること。

燃焼室の処理能力4トン/H以上の場合

*新設の基準 0.1ng/m³

*既設の基準 1～5年後(14年11月迄) 80ng/m³

5年後以降(14年12月～) 1ng/m³

燃焼室の処理能力2トン/H～4トン/H

*新設の基準 1ng/m³

*既設の基準 1～5年後(14年11月迄) 80ng/m³

5年後以降(14年12月～) 5ng/m³

燃焼室の処理能力2トン/H未満

*新設の基準 5 ng/m³

*既設の基準 1～5年後(14年11月迄) 80 ng/m³

5年後以降(14年12月～) 10 ng/m³